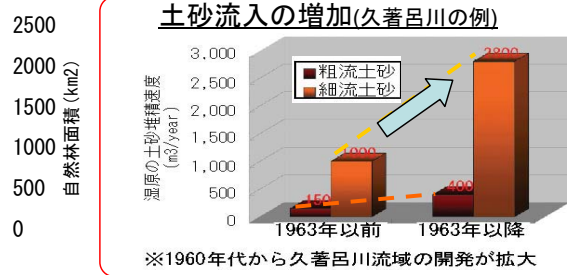
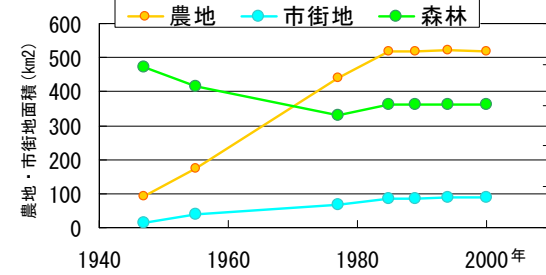
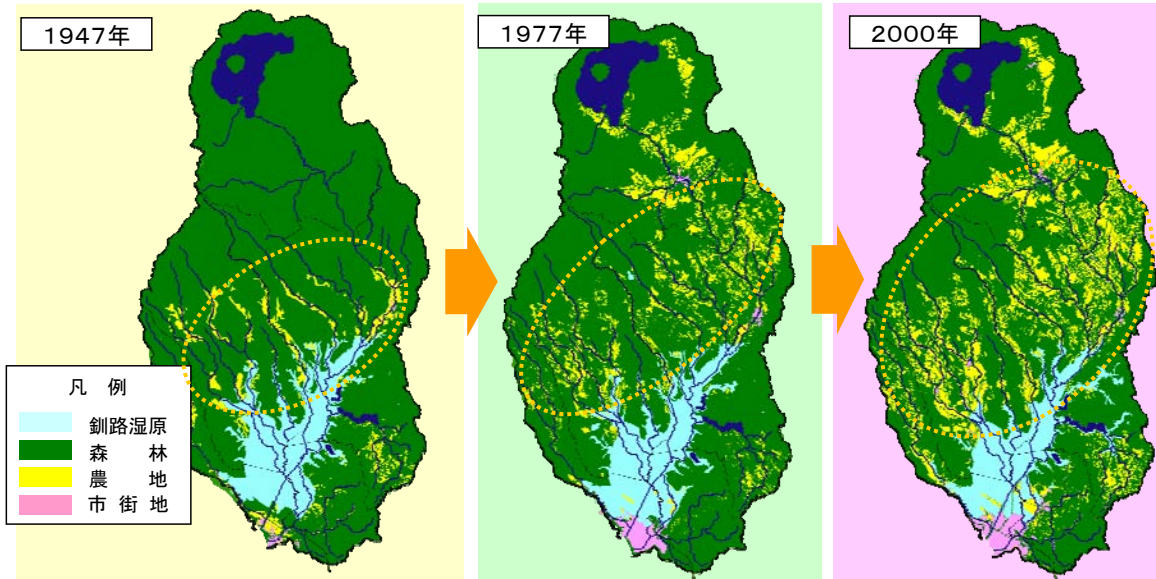


土砂動態について

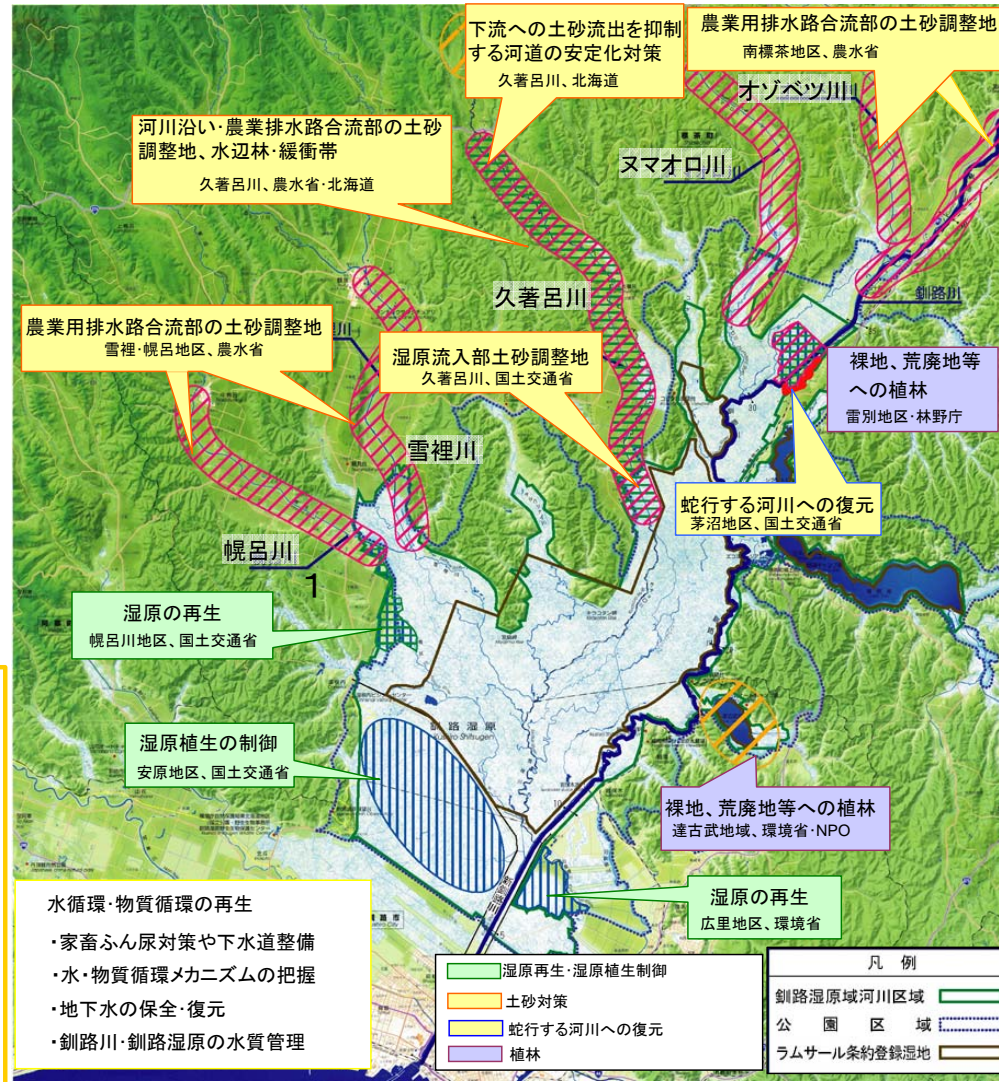
1980年代半ばにかけて湿原に流入する本川及び小支川の上流域を中心として森林が減少し、農地、市街地が増大したが、近年大きな変化はない



釧路湿原へ流入する本川及び小支川における土砂調整池の整備等の土砂流入抑制対策を行うほか、様々な湿原の保全・再生に向けた取り組みを実施

⇒釧路湿原の自然環境の保全・再生を効率的かつ効果的に進めるため、モニタリングしながら段階的に対策を実施し、土砂流出抑制効果等の対策の効果を検証

⇒検証結果は、その後の各施策に反映



蛇行復元の効果について

モニタリングにより効果を検証し、その結果を反映させながら段階的に施策を実施



<期待される効果>

- ・右岸側に氾濫を促すことにより、土砂が堆積し、湿原中心部への土砂流入等の負荷が軽減
- ・冠水頻度が増加すること等により、氾濫原に湿原植生が再生
- ・河畔林など植生が繁茂する蛇行した河川の流れにより、湿原河川本来の魚類などの生息環境を復元するとともに湿原景観が復元

釧路川の河川環境管理の基本的な考え方

釧路川の特徴

横断工作物がない

屈斜路湖・釧路湿原が存在

酪農

屈斜路湖～河口まで連続性が確保

2つの国立公園（阿寒、釧路湿原）
釧路湿原は日本最大の湿原
イトウ、タンチョウ等貴重な動植物が生息
観光資源

農業用水の取水がない

「釧路湿原の保全・再生」だけでなく、釧路湿原及び流域全体の河川環境の整備と保全に関する基本方針、持続的な釧路川流域の発展

I 流域全体の貴重な自然環境を良好な形で次世代に継承

- ・「釧路湿原」は、豊かな自然を残す貴重な自然の遺産
- ・流域全体が、土砂や水質、生物の循環の観点から連続性を考慮しながら自然環境豊かな河川となるよう河川管理を実施
- ・釧路湿原の保全・再生についても、湿原内での取り組みだけでなく、流域全体で支えることが重要
- ・土砂や水質、生物の循環の観点から、引き続き連続性を確保することが重要
- ・良好な形で次世代に継承するため、釧路湿原とその周辺地域における開発を抑制
※H12には釧路湿原のほぼ全域を河川区域に指定

II 農業・漁業・観光等の産業と自然の共生

- ・釧路湿原をはじめとした自然環境は、「環境価値」だけでなく、地域の観光資源として新たな「経済価値」を持つようになる一方で、環境への負荷も増大
- ・釧路湿原の上流・下流も、地域の人々の生活に身近な自然環境豊かな、人と自然が触れ合うことができる空間
- ・地域の産業と治水・利水と自然環境の両立を目指す。
- ・観光訪問者の消費効果を高め、質の高い利用がなされるよう、行為制限に加え、しっかりとしたルール作りを進めるなど、産業・暮らしと自然との共生する流域を目指す

III 流域が一体となった地域づくり

- ・釧路湿原や屈斜路湖等豊かな自然、人口・資産が集積する釧路市街、物流機能を支える港湾拠点等、流域内には多種多様な資源・機能が混在
- ・必ずしも従来の枠組みにとらわれず、流域に関わる多くの人々が互いに協力して、地域が持続的・安定的に発展する流域づくり・地域づくりを目指す
- ・流域での地方自治体やNPO等関係者の活動支援

IV 段階的な河川環境管理

- ・具体的かつ段階的な目標を定め、途中段階でモニタリング等により検証しながら実施

豊かで特徴的な自然環境を残す屈斜路湖等雄大な自然景観



屈斜路湖



上流部原始河川

- ・広大な酪農地帯
- ・生活に身近な自然空間
- ・採草地・親水空間として高水敷



標茶緑地公園

- ・国立公園、ラムサール条約登録湿地
- ・湿原面積の減少
- ・約2,000種の動植物が生息
- ・環境保全等のため河川区域を拡大
- ・マナーの悪い利用等による負荷の増大

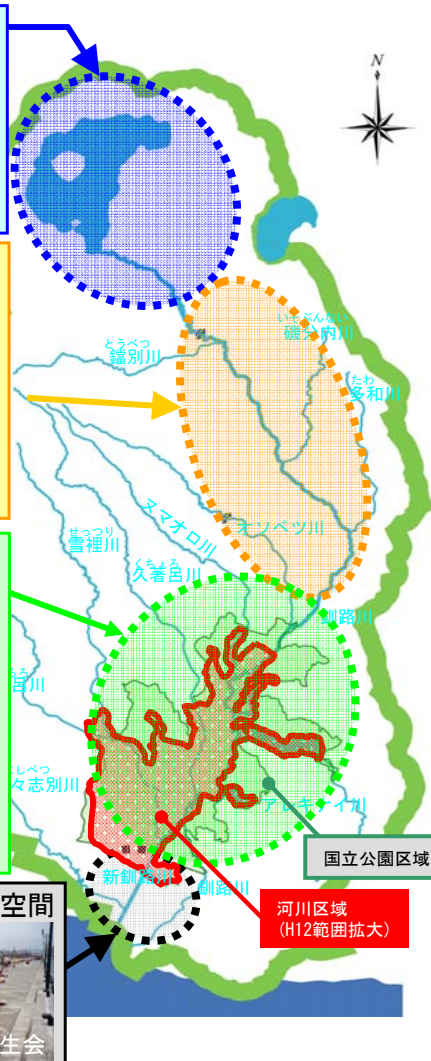


釧路湿原

- ・都市内の貴重な自然空間、親水空間
- ・流域内の大半の人口が集中
- ・物流拠点としての釧路港



写生会



平成2年 河川環境管理基本計画の策定

平成11年 釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会の設立

平成12年 釧路湿原のほぼ全域を河川区域に追加

平成15年 自然再生協議会の設立(自然再生法施行)

平成17年 釧路湿原自然再生全体構想

河川整備基本方針、河川整備計画、河川環境管理基本計画

釧路川下流部の津波対策について

○釧路川については、**計画堤防の未整備区間が散在**

⇒現在計画している堤防整備を実施することにより、昭和27年の十勝沖地震相当の津波による被害を防止することは可能

○500年間隔の地震等による津波を想定した堤防等施設整備の検討を行うとともに、ハザードマップの作成等のソフト対策を実施することが必要

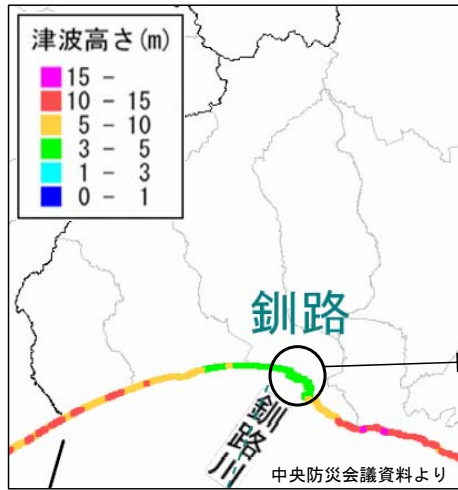
○河川管理者と港湾管理者や道路管理者、地域防災の担当部局等との連携

⇒津波の遡上シミュレーション等により、対象とする津波等に対応した必要なハード整備方策を検討

⇒施設整備の内容にかかわらず、樋門の遠隔化、情報連絡体制、津波ハザードマップ作成支援等の必要なソフト対策を検討

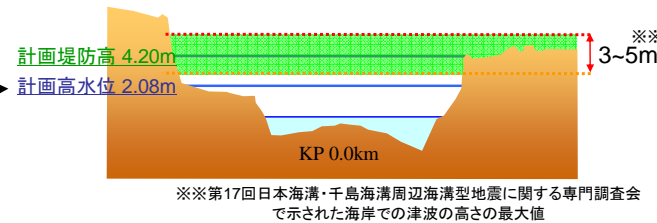
S27	十勝沖地震	床下浸水58戸 (海岸部被害含む) ^{※1}
S35	チリ沖地震	床上浸水43戸 床下浸水47戸 ^{※1}
H6	北海道東方沖地震	浸水面積 15.4ha 床下浸水38戸 ^{※1}
H15	十勝沖地震	浸水面積2.0 ^{※2}

※1: 釧路市資料 ※2: 資料北海道調べ

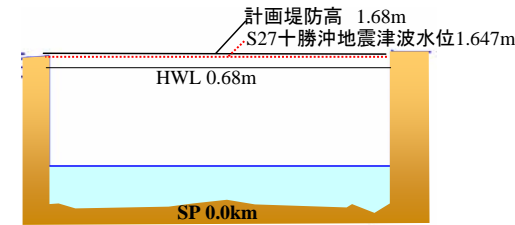


中央防災会議専門調査会報告【H18.1.23】

- ・約500年間隔で発生してきた地震や切迫性が指摘されている根室沖・釧路沖のプレート間地震等による津波高を検討
- ・新釧路川河口の沿岸部において推計された津波高は3~5m



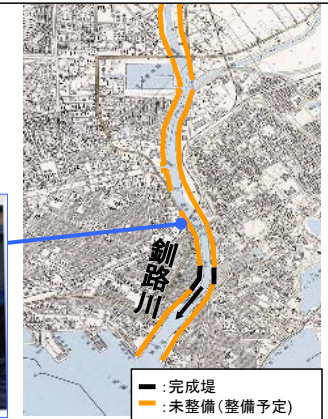
平成15年十勝沖地震津波による浸水状況



標高、水位は現在の水準点に対して補正した値

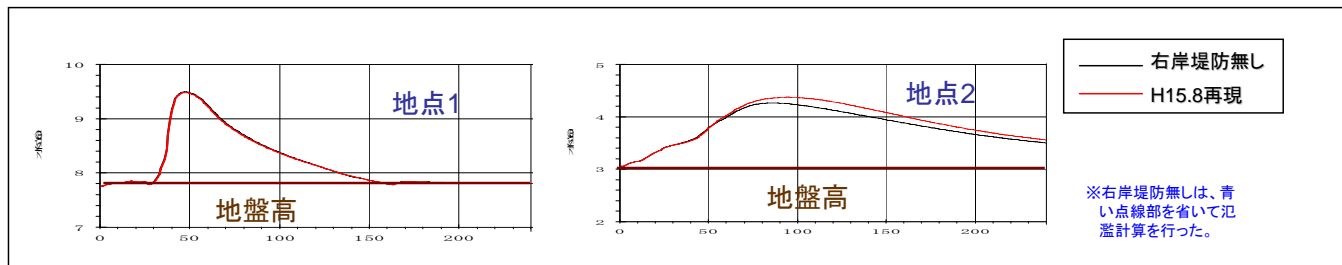


釧路川では昭和27年十勝沖地震のほか、近年でも平成15年十勝沖地震などたびたび浸水被害が発生



釧路川の右岸堤防の影響について

現況の場合と右岸堤防が無い場合について、湿原内の地点1、2において、遊水地堤防による湛水時間への影響はほとんどない



釧路川の基準点のあり方について

○標茶地点(現工事实施基本計画における基準点)

- ・標茶地点を基準点として、昭和16年9月洪水の日雨量182.4mm/日(既往最大)を計画降雨とし、基本高水ピーク流量=1,200m³/sを設定

○広里地点

- ・相当量の遊水効果が期待できる釧路湿原を流下した後の地点
- ・大正9年8月洪水の実績流量(約1,200m³/s)を参考に1,200m³/sを設定

ダムや遊水池等の洪水調節施設がある場合

- ・基準地点は洪水調節施設の下流部に設け、河川改修等を進める上での必要な流量を設定

釧路川の場合

- ①釧路湿原の遊水効果は相当の規模が見込まれること
- ②仮に、標茶地点の流量が1,500m³/sであっても、新釧路川への流入口の構造の変更などにより、1,200m³/sを超えることはなく、安全に流下可能

湿原の下流に基準地点を設定し、基本高水ピーク流量を1,200m³/sとした場合、流域全体の基本的な流量として代表させることはできない

- ・釧路川では、釧路湿原より上流にある標茶・弟子屈で主要な治水事業が実施されることから、湿原の遊水効果に左右されず流量の設定が可能、標茶地点を基準地点に設定
- ・湿原より下流には、人口・資産が集積している釧路市があることから、広里地点を主要地点とし、計画高水流量は、大正9年8月洪水の実績流量を参考として1,200m³/sと設定
- ・釧路湿原の保全・再生の観点から、新釧路川への流入口の最適な構造について今後検討



河川整備基本方針における流量配分(案)

